○法務省告示第四十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

日本ヒューム株式会社	東京都港区新橋五丁目三十三番十一号	コンクリート二次製品製造
常陸電装株式会社	東京都台東区東上野三丁目二十一番九号	ワイヤーハーネス製造
第一港運株式会社	東京都江東区清澄一丁目八番十六号	工業包装
株式会社ムロコーポレーション	東京都世田谷区上野毛一丁目四番十号	金属プレス加工
ボルツ株式会社	兵庫県川西市久代一丁目一番二十四号	鍛造

○法務省告示第四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

石田鋼業	大阪府**茨**木市南目垣一丁目十三番十三号	鉄工

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ラックランド	東京都新宿区西新宿三丁目十八番二十号	冷凍空気調和機器施工

○法務省告示第五十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

日東精工株式会社	京都府綾部市井倉町梅ヶ畑二十番地	冷間鍛造

第二号ロの表豊友工業株式会社の項中「塗装」の下に「、工場板金」を加える。

○法務省告示第五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社相崎電機製作所	長野県須坂市墨坂南一丁目十六番二十五号	機械加工

○法務省告示第五十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月七日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

公益社団法人総合紛争解決センター

大阪市北区西天満一丁目十二番五号

変更の認証年月日

平成二十五年一月二十一日

○外務省告示第四十二号

平成二十五年一月二十五日にダルエスサラームで、ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルエスサラーム市交通機能向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十一億八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ財務大臣

平成二十五年二月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十三号

平成二十五年一月二十五日にダルエスサラームで、タザラ交差点改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　タザラ交差点改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　六千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ財務大臣

平成二十五年二月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十四号

平成二十五年一月二十五日にダルエスサラームで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　ウィリアム・アウグスタオ・ムギムワ財務大臣

平成二十五年二月七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字根際久保一二一三の一、一二二六から一二二八まで、字桜久保一二五一、一二五二、字水上山一三四七の三、字金出岩一三七六、字御嶽東一四四九、字御嶽一四一八の一、一四一八の二、一四二〇の八、一四二二の一、一四二三の一、一四二七の一、一四二七の四、字御嶽城山一四一一、一四一二、大字新宿字本郷前一二三四の三三から一二三四の三五まで、一二三七の一、一二四三の一六、一二四三の一八、一二四三の四二、大字二ノ宮字節入七五二の一、七五三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水上山一三四七の三、字金出岩一三七六、字御嶽一四二七の一（次の図に示す部分に限る。）、一四二七の四、字本郷前一二三四の三三から一二三四の三五まで・一二三七の一・一二四三の一六・一二四三の一八・一二四三の四二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）